

# 交通安全スローガン募集



## ◎部門

【小中学生の部】  
小学生は4年生以上

【一般の部】

【高齢者の部】65歳以上

## ◎選考等

・作品は自作で未発表のものに限り、作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

・入賞者は4月に愛荘町で開催される交通安全決起大会にて表彰を行います。

・最優秀作品は当推進会議にて広く長期にわたり使用します。

## ◎応募方法

◎応募期間  
1月8日(金)から  
2月22日(月)まで

## ◎応募資格

日野町、東近江市、愛荘町に在住、在勤、在学の方

## ◎募集テーマ

交通安全への願いが込められていて、親しみやすいもの

## ◆応募・問い合わせ先 日野町役場住民課

☎0748-521-6578 FAX 0748-521-2003

メール jumintown.shiga-hino.lg.jp

## 新成人・年金受給者の皆さん

# 国民年金からお知らせです

### 「新成人の皆さんへ」

今年20歳を迎えられる皆さん、ご成人おめでとつございませす。

国民年金はすべての公的年金制度の基礎となるものです。

日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、



学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられています。すでに就職をされ厚生年金等に加入しておられる方は、改めて加入手続きをする必要はありません。

公的年金制度は、老後の生活を支えるだけでなく、病気やケガで障がいが残ったときにも、生活を支えてくれる大切な制度です。自分自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めてください。

納付が困難な方は、学生納付特例や申請免除・納付猶予の制度がありますので、草津年金事務所または役場住民課保険年金担当までお問い合わせください。

### 「年金受給者の皆さんへ」

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構より、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「令和2年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。この源泉徴収票には、令和2年中に国が年金から引き去りをした介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額等が表示されており、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。  
※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせください。

## ◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所

(国民年金課)

☎077-567-2220

(お客様相談室)

☎077-567-11311

住民課 保険年金担当

☎0748-521-6584

# みんなで支えあう 国民健康保険

医療費が高額になるときは…

## 高額療養費制度・限度額適用認定証をご利用ください!!

### 高額療養費制度について

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額について申請により支給を受けることができる制度です。(ただし、保険適用とならない診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません)

自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

◎**70歳未満の方** 同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

適用区分	所得要件※1	自己負担限度額	
		年3回目まで	年4回目以降※3
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税※2	35,400円	24,600円

◎**70歳以上の方** 同じ月に医療機関に支払った金額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得区分		自己負担限度額			
		外来 [個人単位]		外来+入院 [世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※3	
現役並み 所得者※4	課税標準額※6 690万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	課税標準額※6 380万円超	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	課税標準額※6 145万円超	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般		18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円		
住民税 非課税	Ⅱ※2	8,000円		24,600円	
	Ⅰ※5			15,000円	

- ※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。
- ※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 過去12か月の間に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。
- ※4 同一世帯に一定所得(145万円)以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。
- ※5 同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。
- ※6 課税標準額とは、地方税法上の各種所得控除後の所得。

### 確定申告の前に確認を!

確定申告の医療費控除をされる前に、高額療養費の該当になっていないか、今一度確認されることをおすすめします。

高額療養費の申請をする場合は、医療機関の領収書、印かん(朱肉を必要とするもの)、世帯主の名義の通帳、手続きに来られる方の本人確認書類、世帯主および手続きに来られる方の個人番号がわかるものをお持ちください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584